

# 貸切バス運転者に対する指導・監督の実施・時期等について

## 一般的な指導及び監督

(対象) すべての運転者  
 (内容) 心構え、交通ルール、道路交通状況、旅客の扱い、車両特性・運転適性に応じた安全な運転方法、健康管理など10の項目について指導  
 (時期) 継続的、計画的、体系的に実施

## 特定の運転者に対する指導



赤字: 軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応事項

### 初任運転者に対する指導

(対象) 新たに雇い入れた者で、過去3年以内に同じ種類の事業の運転者として選任されたことがない者  
 →(軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応:  
 (対象)を「新たに雇い入れた全ての運転者または直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転する者」に変更)  
 (内容) 交通ルールや車両特性等について座学6時間以上、実車訓練は努力義務  
 →(軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応:実車訓練を義務化)  
 (時期) 運転者として選任する前

### 適性診断(初任)の受診

(対象) 新たに雇い入れた者で、過去3年以内に適性診断(初任)を受診していない者  
 →(軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応:  
 (対象)を「新たに雇い入れた全ての運転者」に変更)  
 (内容) 日常の運転状況を聴取し、事故の未然防止のための運転行動の留意点を指導・助言  
 (時期) 運転者として選任する前

### 事故惹起運転者に対する指導

(対象) 死亡・重傷事故を惹起した運転者／軽傷事故を惹起し、過去3年間に事故を惹起したことのある運転者  
 (内容) 再発防止策等について座学6時間以上、実車訓練は努力義務  
 →(軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応:実車訓練を義務化)  
 (時期) 事故後に再度乗務する前

### 適性診断(特定)の受診

(対象) 同上  
 (内容) 事故状況を聴取し、事故要因となった運転特性(・生活習慣・健康状態)を認識させ、再発防止(・改善)を指導・助言  
 (時期) 事故後に再度乗務する前(やむを得ない場合、乗務開始後1か月以内)

### 高齢運転者に対する指導

(対象) 65歳以上  
 (内容) 適性診断(適齢)の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について指導。  
 (時期) 適性診断(適齢)結果が判明した後1か月以内

### 適性診断(適齢)の受診

(対象) 65歳に達した日以後1年以内に1回75歳に達するまで3年以内ごとに1回75歳に達した日以後1年以内ごとに1回  
 (内容) 日常の運転状況を聴取し、加齢による身体機能の変化が運転行動に及ぼす影響と、それに応じた適切な運転行動を助言・指導

## 指導監督指針(告示)<sup>※1</sup>の改正について検討を要する事項

1. 「総合的な対策」<sup>※2</sup>における指導監督指針(告示)の見直しに係る「講ずべき事項」
  - ①初任運転者・事故惹起運転者に対する指導・監督において実技訓練の実施を義務付ける
  - ②ドライブレコーダーによる映像の記録・保存やその記録を活用した指導・監督を義務付ける
2. 「総合的な対策」の記述を踏まえて、指導監督指針(告示)への追記を検討する事項
  - ①「適切な運行管理の重要性」の追記
  - ②「シートベルトの着用の教育」の追記
  - ③「安全装置(ASV技術を含む)の適切な使用」の追記

※1: 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号)

※2: 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日)

### <上記検討事項に係る指導監督指針の改正箇所>

◆**ドライブレコーダーに係る改正**  
(上記 1. ②)  
【資料4参照】

#### 第1章 一般的な指導及び監督の指針

○指導及び監督

#### 第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

○事故惹起運転者に対する特別な指導

○初任運転者に対する特別な指導

○高齢運転者に対する特別な指導

◆**「総合的な対策」の記述を踏まえた改正**  
(上記 2.)  
【資料5参照】

◆**実技訓練の義務付けに係る改正**  
(上記 1. ①)  
【資料3参照】